

## 「新宿区耐震改修促進計画」(素案)に対する NPO 建築ネットワークセンターの意見書

NPO 法人建築ネットワークセンター  
理事長 小川 満世

はじめに

NPO 建築ネットワークセンターは、この間、新宿百人町を中心に地域住民とともに防災ウォッチング活動を4回にわたって行った。この経験に基づいて「新宿区耐震改修促進計画(素案)」について、以下の通り意見書を提出するものです。

### 1. 耐震改修促進計画実現までの間の当面の対策を講じるべきである

基本は、耐震改修促進計画に基づく耐震化率 100%の実現を達成することであるが、耐震化率 100%の実現に至るまでには少なからず年数を要する。他方、首都圏直下地震等いつ発生するか予断を許さない状況にあり、耐震改修促進計画に基づく耐震化率 100%の実現までの間の当面の対策として、新宿区在住・在勤の声明を守るために「新宿区耐震改修促進計画(平成25年度改定)の素案を補充する、次の措置を講ずるべきである。

#### ① 危険物の実態調査と危険物の撤去等の措置

新宿区の木造密集地域における建築物以外の危険物(電柱・屋外広告物・ブロック塀・自動販売機など)が、大地震の際に、生活道路上に傾斜または落下して、住民の避難の支障になる恐れがあることから、あらかじめ木造住宅密集地域にある危険物の存在及び生活道路上への傾斜・落下の有無の実態調査をして、それらの危険物の撤去・補修・改修を勧告する等の措置をとる必要がある。

#### ② 避難ルートの作成と危険物の実態と避難ルートの周知上記の危険物の撤去・補強・改修・が実現するまでに時間を要することを考慮し、危険物を避ける避難ルートを作成する必要がある。

そのうえで、木造住宅密集地域にある町内会・自治会・青年会・消防団・マンション管理組合等に危険物の実態と避難ルートの周知をする必要がある。

### 2. 電柱の傾斜・倒壊等防止のための措置

電力柱の場合、トランスだけでも 100kg を優に超え、300kg-600kg になることもあり、また電線そのものの自重、強風による風圧や振動により増幅された破壊圧などが電柱にダメージを与える。また立地点の地盤の強弱や、架線先の建物が震災などにより倒壊するさいに引きずられ倒伏することなどがある。無電柱化政策の推進が必要と考える。

- ・無電柱化政策の推進、少なくとも公道面の無電柱化を強力にすすめること。
- ・住宅街や木造密集地域の電柱は、強度的に脆いコンクリート電柱を規制し、鋼管電柱にする
- ・老朽電柱の更新、老朽配線の更新を東京電力等に求めるべきと考える。
- ・トランスの落下防止、電柱の耐震、転倒防止対策を東京電力等に求めるべきと考える

### 3. 自動販売機の転倒防止のための措置

- 1) 対策の目標 自動販売機の転倒により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難や緊急物資等の輸送を阻害することがないように、通学路や避難路、多数の人々が通行する道路に面する場所では、自動販売機の転倒防止対策を行う必要がある。
- 2) 責任の所在 自販機のメーカー、所有者又は管理者の責任で必要な転倒防止対策を行なうこと。これを新宿区は区の責任に置いて行政指導を行ない、安全性を徹底するべきである。独自に条例を設けている自治体がある(例:静岡県地震対策推進条例)
- 3) 国の法体系について  
自動販売機の転倒防止についての法規定はない。
- 4) 安全管理の具体的対策
  - ① JIS 基準規格「自動販売機の据付基準」(JIS B 8562:1977 年制定、1996 年改定)と、それを補完する業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」(1988 年 2 月制定、1995 年 9 月改定)により据付方法、耐震性、据付面などが規定されており、自販機業界 4 団体(全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)は、これら基準により転倒防止を含む安全対策の徹底化を推進している。この据付基準を遵守すれば、震度 6 弱程度までの地震では自販機が倒れる心配はないとされている。
  - ② 従って、少なくとも通学路や避難路、多数の人々が通行する道路に面する場所での設置については、自動販売機据付基準実施証明書の提出を要求するなど、行政指導の徹底を図るべきである。又、行政独自に調査を行い、自動販売機の地震に対する安全性確保が必要であると認める時は自動販売機の所有者等に対し、据付け等、転倒防止の必要な措置を指導すべきである。
  - ③ 自動販売機据付け時の年月日、所有者氏名又は名称、連絡先を自動販売機の見やすい場所に表示することが必要である。このことは、据付けの安全性を維持する上で必須である。自動販売機の据付方法は、「据付面に自動販売機の脚部を固定金具とアンカーボルトを用いて直接固定」「コンクリートブロックを活用し、ブロックと自動販売機の脚部を固定」「金具とアンカーボルトを用いて固定転倒防止鉄板などの部材に自動販売機の脚部を固定金具とボルトを用いて固定」の 3 つの工法に大別できる。

#### 【問題点】

自動販売機の転倒防止対策は、基本的には業界団体の自主努力に委ねられている。よって、行政のかかわり方についてが最大のポイントとなる。条例化が必要と考える。

### 4. 通電火災防止のための措置

政府の地震調査委員会の報告によると、首都圏直下地震の死者のうち火災による割合が70%を占めるとされている。阪神・淡路大震災の際には「通電火災」だ全火災の60%におよんだ。そこで、木造住宅密集地域においては、街路のブロック単位で、全家庭で通電火災対策をする必要がある。現在、「通電火災対策のために、『感震ブレーカーアダプター』などの器具が開発されており、それらのうち、以下の条件を満たすものが望ましい。

- ・各種ブレーカーに対応すること
- ・設置が簡単であること（住民自らの設置も可能であること）
- ・器具が安価であること

・震度6弱で確実に作動するものであること

新宿区として、「消火器あっせん」・「住宅火災警報器あっせん」・「消防用品あっせん」の施策とあわせて、「通電火災防止機器のあっせん」を行うべきと考える。

#### 5. 空家対策

空家対策は、防災耐震対策上極めて大きい問題です。空家の実態を把握し対策をとることが必要です。

6. 非居住者の多い地域では、特別の耐震・防災体制確立の具体化が求められます。

7. 外国人が多く居住する地域の耐震・防災対策、きめ細かい耐震・避難図の普及必要。

8. 啓蒙と地域耐震対策促進のために、「地域防災ウォッチング」運動を提案する。

町内会、地域毎に、わが街の耐震・防災ウォッチングを地域住民で行い点検する運動である。このポイントは、建築士など耐震・防災にくわしい専門家をチーフに入れて、問題点や改善点をまとめ地域の防災に生かすことである。

さらに、これを映像に記録して 町内会や地域の集まりで広めていく運動とする。

地域ぐるみの取り組みに発展させることにより、耐震・防災活動に寄与することが可能となる。

以 上